

令和3年度

行政監査報告書

令和4年2月28日 提出

岡谷市監査委員

3監第43号
令和4年2月28日

岡谷市長 今井 竜五 様
岡谷市議会議長 小松 壮 様

岡谷市監査委員
山 岸 徹
宮 坂 正 志
藤 森 博 文

行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政監査を行ったので、同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

この監査は、岡谷市監査基準に基づき実施した。

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査テーマ及び目的

(1) 監査のテーマ 「債権管理事務について」

(2) 監査の目的

債権については、地方自治法（以下「法」という。）第237条第1項において公有財産、物品及び基金とともに「財産」として位置づけられ、法第240条第2項において「政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」とされている。

市が有する債権（金銭の給付を目的とする市の権利をいう。以下同じ。）を適正に管理し、滞納対策等を適切に実施することは、市民負担の公平性及び歳入確保の観点から重要である。本市においては、全庁的な債権管理の適正化を図るため、平成29年4月に「岡谷市債権管理条例」等が施行されているが、施行から4年が経過していることから、この条例等に基づき、市の債権の管理に関する事務が適正に執行されているかについて、全庁的に収入未済額が発生している債権のチェックを行うことに加え、経済性、効率性、有効性の観点から、今後の適正な収入未済額の管理に資することを目的に本監査を実施するものである。

3 監査の対象

令和2年度の一般会計、特別会計及び企業会計における債権のうち、法第231条の3第1項に規定する公債権（分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権）及び私債権（公債権以外の債権）において、収入未済額が発生している債権及び必要があると認められる債権（表1）を監査の対象とする。

なお、市税（普通税、目的税）等は本監査の対象としない。

4 監査の着眼点

- (1) 債権管理台帳は、債権管理条例等に合致しているか。
- (2) 滞納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。また、滞納者の実態は十分調査されているか。
- (3) 履行期限までに納付されない場合、滞納者に対する督促及びその後の催告は適時かつ適正に行われているか。
- (4) 必要に応じて徴収の猶予、分割納付など緩和措置がとられているか。また、その手続きは適正か。
- (5) 不納欠損処分は適時かつ適正に行われているか。
- (6) マニュアルは作成されているか。
- (7) 収入未済の解消、収納率の向上に向けた適切な対策が行われているか。

5 監査の主な実施方法

(1) 書面調査及びヒアリング調査

各課等に対し、「行政監査調査票（債権管理事務について）」の提出を求め、提出された調査票を基に監査委員事務局職員（以下「事務補助職員」という。）が定例監査の事前書類審査前に内容等の調査を行った。書面調査の結果に基づき、定例監査の事前書類審査と併せ、必要に応じて事務補助職員から関係職員に対し、前述の着眼点によるヒアリング調査を実施した。

(2) 監査委員による監査

定例監査に併せて、必要に応じ監査委員から関係職員に対して質問等を行い、監査を実施した。

6 監査の日程及び実施場所

(1) ヒアリング調査（定例監査の事前書類審査と併せて実施）

令和3年10月12日（火）から令和3年10月29日（金）まで 各課等事務室

(2) 行政監査（定例監査と併せて実施）

令和3年11月8日（月）から令和3年12月16日（木）まで
岡谷市役所605会議室ほか

7 監査の概要

(1) 令和2年度決算における収入未済額の状況

一般会計の収入未済額は166,800,349円で、調定額26,949,106,511円に対する割合は0.62%となっている。このうち、市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税）が124,938,435円（0.46%）で、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入が41,861,914円（0.16%）となっている。

特別会計及び湊財産区一般会計の収入未済額は120,564,700円で、調定額5,595,648,317円に対し2.16%となっている。このうち、国民健康保険事業特別会計が114,259,390円で、特別会計及び湊財産区一般会計全体の収入未済額の94.77%となっている。

不納欠損額は、一般会計で3,380,022円となっており、このうち、市税が3,145,982円で、一般会計全体の不納欠損額の93.08%となっている。

特別会計及び湊財産区一般会計の不納欠損額は3,702,820円となっており、このうち国民健康保険税が3,419,820円で、特別会計及び湊財産区一般会計全体の不納欠損額の92.36%となっている。

公営企業会計の収入未済額及び収入未済額の調定額に対する割合は、水道事業で18,806,292円（2.14%）、下水道事業で25,682,145円（2.47%）、病院事業で63,963,500円（6.44%）となっている。

なお、公営企業会計については各会計の決算状況のみの記載とした。

表1 【今回監査した債権一覧】 ※令和2年度決算で収入未済額を計上した債権

【一般会計】

所属課 (事業名)	債権の名称	調定額 A	収入未済額 B	調定額に 対する割合 B/A
財政課	土地建物賃貸料	1,187,050	84,900	7.2
	岡谷駅南第二月極駐車場管理料	1,274,000	10,500	0.8
医療保険課	福祉医療費返戻金	811,580	811,580	100.0
環境課	廃棄物処理手数料（特別手数料）	10,736,480	8,770	0.1
	廃棄物処理手数料督促手数料	300	300	100.0
社会福祉課	生活保護費返還金	8,808,120	1,162,704	13.2
子ども課	保育料	66,530,800	4,708,360	7.1
	保育料督促手数料	36,200	29,800	82.3
	長時間保育使用料	1,503,100	67,340	4.5
	交流保育使用料	3,348,360	54,000	1.6
	入所児童給食材料費徴収金	18,356,922	49,754	0.3
都市計画課	住宅使用料	119,957,926	30,580,126	25.5
	住宅使用料督促手数料	248,700	200,200	80.5
	駐車場使用料	12,262,580	3,387,980	27.6
土木課	用悪水路等占用料	10,050,860	19,900	0.2
	道水路占用料督促手数料	8,300	600	7.2
教育総務課	学童クラブ使用料	14,071,600	76,700	0.5
	学童クラブ使用料督促手数料	10,500	1,900	18.1
合 計		269,203,378	41,255,414	15.3

※一般会計の収入未済額166,800,349円のうち、市税124,938,435円及び市税に係る手数料606,500円は監査対象外。

【基金】

教育総務課	育英資金奨学金償還金	32,398,660	8,421,035	26.0
-------	------------	------------	-----------	------

【特別会計】

国民健康保険事業	保険者負担分返納金	2,478,147	1,171,755	47.3
地域開発事業	岡谷駅南駐車場使用料	992,040	56,000	5.6
霊園事業	霊園管理手数料	8,502,060	158,310	1.9
	霊園管理手数料督促手数料	14,300	5,000	35.0
後期高齢者医療事業	後期高齢者医療保険料	676,203,900	5,956,400	0.9
	後期高齢者医療保険料督促手数料	228,900	228,300	99.7
合 計		688,419,347	7,575,765	1.1

※特別会計及び湊財産区一般会計の収入未済額120,564,700円のうち、国保税112,866,580円及び国保税に係る手数料782,000円は監査対象外。

【企業会計】

水道事業	水道料金	876,933,970	18,806,292	2.1
下水道事業	下水道使用料	1,036,367,317	25,497,265	2.5
	受益者負担金	4,486,870	184,880	4.1
病院事業	入院等一部負担金	986,881,441	63,411,104	6.4
	訪問看護基本利用料等一部負担金	6,314,274	552,396	8.7
合 計		2,910,983,872	108,451,937	3.7

(2) 地方公共団体の債権

法では、「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利とされている（法第 240 条第 1 項）。

地方公共団体の債権は、処分や法令の規定による一定の事実行為等の公法上の原因に基づいて発生する債権（公債権）と契約等の私法上の原因に基づいて発生する債権（私債権）の二つに分けられる。

今回、監査対象となる債権は、市税等以外の収入未済額が発生している債権及び必要があると認められる債権である。

表 2 【債権の分類】

分類	地方公共団体の債権			
	公法上の債権			私法上の債権
	市税	強制徴収 公債権	非強制徴収 公債権	私債権
督促	地方税法 第 329 条	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項 岡谷市債権管理条例第 6 条		地方自治法施行 令第 171 条
延滞金	地方自治法 第 331 条ほか	地方自治法第 231 条の 3 第 2 項 岡谷市税外収入延滞金並びに督促手 数料に関する条例		—
滞納処分	岡谷市債権管理条例第 7 条		—	—
	地方自治法 第 331 条ほか	地方自治法 第 231 条第 3 項 その他個別法の 規定		
強制執行	—		地方自治法施行令第 171 条の 2 岡谷市債権管理条例第 8 条	
消滅時効	原則 5 年 (時効の援用は不要)			5 年又は 10 年※ (時効の援用が必要)
	地方税法第 18 条 地方自治法第 236 条第 1 項ほか			民法

※私債権の消滅時効について、民法改正により令和 2 年 4 月 1 日以降に生じた債権は 5 年又は 10 年とされた。

8 監査の結果

調査票が提出された 30 債権について調査を実施した結果、各課等の事務はおおむね適正に行われているものと認められた。ただし、適正かつ効率的な事務処理のあり方、また、内部統制体制の機能向上の観点から、事務の一部において改善又は検討を要する事項が見受けられたので、後述を参照されたい。

表 3 【今回監査した債権の管理状況】 ※令和 2 年度決算で収入未済額を計上した債権

所管課	債権の名称	債権の種類	時効期間	組織体制	督促状の発送	督促手数料	催告の実施	分割納付相談	マニュアルの有無	職員研修	民間委託
財政課	土地建物賃貸料	私債権	10年	3人	○	0円	○	○	×	×	×
	岡谷駅南第二月極駐車場管理料	非強制徴収公債権	10年	3人	○	0円	○	×	×	×	×
市民生活課	霊園管理手数料	非強制徴収公債権	5年	2人	○	100円	○	○	○	○	×
	霊園管理手数料督促手数料	非強制徴収公債権	5年				○	○			
医療保険課	保険者負担分返納金	非強制徴収公債権	5年	4人	○	0円	○	×	○	○	×
	後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	2年	4人	○	100円	○	○	○	○	×
	後期高齢者医療保険料督促手数料	強制徴収公債権	2年				○	○			
	福祉医療費返戻金	非強制徴収公債権	5年	2人	×	0円	×	○	×	×	×
環境課	廃棄物処理手数料（特別手数料）	非強制徴収公債権	5年	4人	○	100円	×	×	×	×	×
	廃棄物処理手数料督促手数料	非強制徴収公債権	5年				×	×			
社会福祉課	生活保護費返還金	強制徴収公債権 非強制徴収公債権	5年	5人	○	0円	○	○	○	○	×
子ども課	保育料	強制徴収公債権	5年	3人	○	100円	○	○	○	○	×
	保育料督促手数料	非強制徴収公債権	5年				○	○			
	長時間保育使用料	非強制徴収公債権	5年	3人	○	100円	○	○	○	○	×
	交流保育使用料	非強制徴収公債権	5年	3人	○	100円	○	○	○	○	×
	入所児童給食材料費徴収金	私債権	5年	3人	×	0円	○	○	○	○	×
都市計画課	住宅使用料	非強制徴収公債権	5年	3人	○	100円	○	○	○	○	○
	住宅使用料督促手数料	非強制徴収公債権	5年				○	○			
	駐車場使用料	非強制徴収公債権	5年	3人	×	0円	○	○	○	○	○
	岡谷駅南駐車場使用料	非強制徴収公債権	5年	3人	○	0円	○	○	×	×	×
土木課	用悪水路等占用料	非強制徴収公債権	5年	6人	○	100円	○	○	○	○	×
	道水路占用料督促手数料	非強制徴収公債権	5年				○	○			
教育総務課	育英資金奨学金償還金	私債権	10年	2人	○	0円	○	○	○	○	×
	学童クラブ使用料	非強制徴収公債権	5年	2人	○	100円	○	○	×	×	×
	学童クラブ使用料督促手数料	非強制徴収公債権	5年				○	○			
水道課	水道料金	私債権	2年 5年	8人	○	0円	○	○	○	○	×
	下水道使用料	強制徴収公債権	5年	8人	○	0円	○	○	○	○	×
	受益者負担金	強制徴収公債権	5年	2人	×	0円	○	○	○	×	×
岡谷市民病院	入院等一部負担金	私債権	3年	2人	○	0円	○	○	○	×	×
	訪問看護基本利用料等一部負担金	私債権	4年	8人	×	0円	○	×	○	○	×

(1) 債権管理体制について

各課等における管理体制については、今回監査した 30 債権の中で職員体制が 3 名以下の担当が管理する債権は 19 債権となっている。特に 2 名体制の担当では、債権管理に充てる時間が不足している状況が見受けられた。

事務処理に関するマニュアルの整備状況については、6 債権で整備されていなかった。誤った事務引継が行われれば、その後も誤った債権管理が行われる危険性が高まると考えられることから、債務者に対して統一的な取扱いが行われるよう、マニュアルを整備されたい。

また、職員研修の実施状況については、8 債権で行われていなかった。今後は、担当職員間で債務者の情報共有を図るとともに、債権管理に関する研修会を実施するなど、債権管理についての意識徹底を図る必要がある。

(2) 債権管理状況について

ア 債権管理台帳について

債権管理台帳の整備については、債権管理条例第 5 条において債権を適正に管理するために規定されているが、今回の監査では、全ての債権で紙の台帳や台帳システムにより整備されていることが確認できた。

なお、台帳システムを活用している事例として、不慣れな職員でも債務者に対してスムーズな対応ができるよう納入情報をシステム内のメモ機能へ表示し、納入が必要な債務者を判別できるよう工夫している課等もあった。督促状リストや歳入予算整理簿は年度ごとに変わるため、債務者の納入状況などの経過が見えにくくなることから、今後、このような仕組みを備えた債権管理台帳システムの整備を検討されたい。

イ 督促について

督促については、債権管理条例第 6 条及び同施行規則第 3 条により、市の債権について、履行期限までに履行しないものがあるときは、法令等に定めのあるものを除き、債権の履行期限後 20 日以内に書面により督促することと規定されているが、今回の監査では、5 債権で督促状の発送が行われていなかった。

督促は時効の進行を中断するためのものであり、時効完成直前になって初めて督促を行うなど、時期を失した督促はその効果が認められるか疑義が生じる可能性があるため、定められた期限内に督促を行うよう債権管理条例に規定されているものである。今後は、債権管理条例の規定に基づき督促を行われたい。

ウ 督促手数料について

督促手数料については、岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例に規定され、個別に定めのあるものを除き岡谷市市税条例を準用することとなっている。今回の監査では、督促手数料を徴収しているものは 9 債権であった。やむを得

ない理由があると認められる場合は徴収しないこととなっているが、滞納その他の状況を十分精査のうえ判断されたい。

エ 分割納付について

分割納付については、必要な徴収努力を行ってもなお納付が困難な場合に、催告の過程で把握した債務者の状況に応じ分割納付や履行期限を延長する判断をすることとしている。今回の監査では、時効期間が到来している全ての債権について分納誓約書を受領しており、時効中断の手続きは適正に行われていた。

なお、分割納付の相談を実施している債権は 25 債権であったが、それ以外の債権についても、必要に応じて分割納付など履行延期の措置を検討し、債務者の納付意識の向上に努められたい。

オ 不納欠損について

債権管理条例が施行されたことにより、非強制徴収公債権及び私債権についても、債権管理条例の規定に該当する場合は債権を放棄することが可能となり、効率的な債権管理が行われるようになった。不納欠損の手続きは適正に行われていた。

(3) 収納率向上の取り組みについて

いずれの課等においても、電話や訪問による催告のほか個別相談を行うなど、収入未済の回収に努められていることが確認できた。また、過年度分の滞納については分納誓約書を取るよう心掛けており、債務者の事情に配慮した債権回収に努められている。

今後も債務者の納付意識の向上に必要な取組を検討され、収納率や納付額の向上を図られたい。

9 意見要望事項

各課等では、収入未済の発生を防ぐために督促や催告を適切に実施しており、平成 29 年 4 月に岡谷市債権管理条例が施行されたことによって、更なる債権管理に対する意識の向上と事務処理の適正化が図られている。

債権回収には、担当する職員が培った知識や経験の積み上げが極めて重要であるが、それらは人事異動によって数年で入れ替わることから、このようなノウハウの引継ぎにはマニュアルが有用であると考えます。また、債権の発生から完結に至るまでの一連の事務手続を適正かつ公平、効率的に進めるためにも、債権の性質に応じた具体的な徴収手続の基準等が必要であると考えますが、今回監査した債権のうち 6 債権についてはマニュアルが整備されていなかったことから、この点については憂慮される場所である。

さらに、担当職員には法務知識や執行方法、滞納者との接触、応対方法など様々な知識やスキルが求められるため、各課等を横断した職員研修の実施や法務の統一的なマニュアルの整備の検討も必要と考えます。

今回、監査の対象となった債権については、それぞれ担当ごとに管理、徴収業務が行われており、滞納管理に係る台帳システムも個々に構築されている。しかしながら、複数の債権を滞納している債務者であっても担当課ごとに債権回収を行っており、事務の効率化を図る観点からは課題と考えます。

また、住民負担の公平性の確保からも債権の回収には全力で努めなければならないことは言うまでもないが、業務量の増加や人員不足により債権の回収に力を注ぐことが困難な課等も見受けられたことから、組織や事務の見直しも踏まえた全庁的な取組について検討が必要である。

今回の監査は、令和 2 年度決算において収入未済額が発生した課等のみを対象としたが、歳入予算を所管する部署であれば、今後収入未済が発生する可能性は十分に考えられることから、同様に債権の適正な管理と歳入確保に意を配されたい。

むすびに、自主財源の確保は、市民福祉の増進や安定した財政運営を図るうえで最重要課題であることから、職員一人ひとりが収入未済に対する共通の認識を持ち、収納率の向上や債権の回収に積極的に取り組まれることを望むものである。

令和3年度 行政監査 調査対象債権一覧(1)

1. 基本情報

	(1)				(2)				(3)			
(1) 債権の名称	土地建物賃貸料				岡谷駅南第二月極駐車場管理料				霊園管理手数料			
(2) 所管課	財政課				財政課				市民生活課			
(3) 債権の種類	私債権				非強制徴収公債権				私債権			
(3) 債権の概要	土地賃貸料のうちの丸山横町住宅敷地の賃貸料。土地賃貸借契約を締結し、契約に基づき徴収している。				月極駐車場管理料のうち岡谷駅南第二月極駐車場に関する駐車場管理料。岡谷市行政財産使用料条例及び岡谷市月極駐車場の管理及び使用に関する取扱要領に基づき徴収している。				内山霊園聖地に係る維持管理費			
(4) 根拠法令等	土地賃貸借契約				岡谷市行政財産使用料条例、岡谷市月極駐車場の取扱要領				岡谷市霊園条例			
(5) 時効期間	10年				10年				5年			
(6) 調定件数及び金額	件数	15 件	金額	1,187,050 円	件数	364 件	金額	1,274,000 円	件数	2,697 件	金額	8,502,060 円
(7) 収入未済件数及び金額	件数	1 件	金額	84,900 円	件数	3 件	金額	10,500 円	件数	15 件	金額	47,250 円
(8) 滞納繰越の収入未済件数及び金額	件数	件	金額	円	件数	件	金額	円	件数	32 件	金額	111,060 円

2. 債権管理について

	3 人				3 人				2 人			
(1) 組織体制人員	3 人				3 人				2 人			
(2) 債権管理台帳の作成状況	紙データ				紙データ				電子データ			
(3) 督促状の発送状況	実施している				実施している				実施している			
(4) 督促状の手数料	督促手数料 根拠法令等	※徴収していない			督促手数料 根拠法令等	※徴収していない			督促手数料 根拠法令等	100 円/1通 岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例		
(5) 催告の実施状況	催告の方法	実施している 文書・面談			催告の方法	実施している 文書・電話・訪問			催告の方法	実施している 文書・電話・訪問		
(6) 分割納付の相談	実施している				実施していない				実施している			
(7) 延滞金の徴収状況	延滞金の率 根拠法令等	※徴収していない			延滞金の率 根拠法令等	※徴収していない			延滞金の率 根拠法令等	※徴収していない		
(8) 財産調査等の実施状況	実施している				実施していない				実施していない			
(9) 滞納処分の実施状況	実施している				実施していない				-			
(10) 強制執行の実施状況	実施している				実施していない				-			
(11) 最も古い債権	令和3年3月				令和2年10月				平成25年度			
(不納欠損処分しない理由)	毎月、分割納付されているため				現年度債権のため				後年度分の納入あり。支払う意思があるため			
(12) 不納欠損の状況	件数	0 件	金額	0 円	件数	0 件	金額	0 円	件数	0 件	金額	0 円
	(処分事由)	※不納欠損処分なし			(処分事由)	※不納欠損処分なし			(処分事由)	※不納欠損処分なし		
(13) マニュアルの作成状況	作成していない				作成していない				作成している			
(14) 職員研修の実施状況	実施していない				実施していない				実施している			
(15) 民間委託の実施状況	委託していない				委託していない				委託していない			
(16) 収納率向上の取組 (具体的に記入してください。)					定期的に、電話連絡、文書通知、自宅へ訪問している。				・口座振替払いの推奨、承継等事務処理の徹底 ・管理人の選定			

令和3年度 行政監査 調査対象債権一覧(2)

1. 基本情報

	(4)				(5)				(6)			
(1) 債権の名称	霊園管理手数料督促手数料				福祉医療費返戻金				保険者負担分返納金			
(2) 所管課	市民生活課				医療保険課				医療保険課			
(3) 債権の種類	非強制徴収公債権				非強制徴収公債権				非強制徴収公債権			
(3) 債権の概要	内山霊園聖地管理料に係る督促手数料				高額療養費等、後日に保険者等からの給付が発生した場合、先に支給している福祉医療費給付金が二重取りになるため返還してもらう。(未収分は平成30年に発覚した誤支給分についての返還金)				国保資格喪失後の療養給付費の過誤払いによる不当利得の返還金債権の回収			
(4) 根拠法令等	岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例				岡谷市福祉医療費給付金条例(未収分は民法)				国民健康保険法、地方自治法			
(5) 時効期間	5年				5年				5年			
(6) 調定件数及び金額	件数	143 件	金額	14,300 円	件数	1 件	金額	811,580 円	件数	69 件	金額	2,478,147 円
(7) 収入未済件数及び金額	件数	18 件	金額	1,800 円	件数	0 件	金額	0 円	件数	12 件	金額	610,810 円
(8) 滞納繰越の収入未済件数及び金額	件数	32 件	金額	3,200 円	件数	1 件	金額	811,580 円	件数	85 件	金額	560,945 円

2. 債権管理について

	2 人				2 人				4 人			
(1) 組織体制人員												
(2) 債権管理台帳の作成状況	電子データ				電子データ				電子データ			
(3) 督促状の発送状況	実施していない				実施していない				実施している			
(4) 督促状の手数料	督促手数料 根拠法令等	※徴収していない			督促手数料 根拠法令等	※徴収していない			督促手数料 根拠法令等	※徴収していない		
(5) 催告の実施状況	実施している				実施していない				実施している			
	催告の方法	文書・電話・訪問			催告の方法	文書・電話・訪問・面談・その他			催告の方法	文書・電話		
(6) 分割納付の相談	実施している				実施している				実施していない			
(7) 延滞金の徴収状況	延滞金の率 根拠法令等				延滞金の率 根拠法令等	※徴収していない			延滞金の率 根拠法令等	※徴収していない		
(8) 財産調査等の実施状況	実施していない				実施していない				実施していない			
(9) 滞納処分の実施状況	実施していない				実施していない				実施していない			
(10) 強制執行の実施状況	実施していない				実施していない				実施していない			
(11) 最も古い債権	平成25年度				平成30年10月				平成28年4月			
(不納欠損処分しない理由)	後年度分の納入あり。支払う意思があるため				時効前				発生から5年経過していないため			
(12) 不納欠損の状況	件数	件	金額	円	件数	0 件	金額	0 円	件数	18 件	金額	70,364 円
	(処分事由)	※不納欠損処分なし			(処分事由)	※不納欠損処分なし			(処分事由)	地方自治法第236条による時効のため		
(13) マニュアルの作成状況	作成している				作成していない				作成している			
(14) 職員研修の実施状況	実施している				実施していない				実施している			
(15) 民間委託の実施状況	委託していない				委託していない				委託していない			
(16) 収納率向上の取組 (具体的に記入してください。)	口座振替払いの推奨、承継等事務処理の徹底 管理人の選定				福祉医療費返戻金については滞納がないため特になし。				該当者には文書で通知し、返納されない場合は、更に通知と電話で催告している。また、リームスのメモに返納金有りの入力をし、手続きに来庁された際に支払いをお願いしている。なお、この返納金は、保険者間調整により債務を解消できる場合がある。(保険者によって差異あり) この場合、該当者からの委任状提出が必要。			

令和3年度 行政監査 調査対象債権一覧(3)

1. 基本情報

	(7)				(8)				(9)			
(1) 債権の名称	後期高齢者医療保険料				後期高齢者医療保険料督促手数料				廃棄物処理手数料(特別手数料)			
(2) 所管課	医療保険課				医療保険課				環境課			
(3) 債権の種類	強制徴収公債権				非強制徴収公債権				非強制徴収公債権			
(3) 債権の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険料を市が徴収し、長野県後期高齢者医療広域連合へ納付する。				後期高齢者医療保険料を期限までに納めなかった場合に、督促状を送付する。期限内に納める者の公平性を保つため、手数料として徴収する。				申請に基づき、市内の事業所が家庭ごみの収集定位置へ排出する燃やすごみ及び埋立ごみに係る廃棄物処理手数料(特別手数料)の滞納繰越分 ※H28年度分 2者(3件) 所在不明1、法人解散1			
(4) 根拠法令等	高確法、岡谷市後期高齢者医療に関する条例				岡谷市後期高齢者医療に関する条例				岡谷市廃棄物処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則			
(5) 時効期間	2年(民法改正により令和2年4月1日以降は5年)				2年				5年			
(6) 調定件数及び金額	件数	66,797件	金額	676,203,900円	件数	2,289件	金額	228,900円	件数	1,162件	金額	10,736,480円
(7) 収入未済件数及び金額	件数	311件	金額	2,175,900円	件数	1,296件	金額	129,600円	件数	0件	金額	0円
(8) 滞納繰越の収入未済件数及び金額	件数	694件	金額	3,780,500円	件数	987件	金額	98,700円	件数	3件	金額	8,770円

2. 債権管理について

(1) 組織体制人員	4人				4人				4人			
(2) 債権管理台帳の作成状況	電子データ				電子データ				電子データ			
(3) 督促状の発送状況	実施している				実施していない				実施している			
(4) 督促状の手数料	督促手数料	100円/1通			督促手数料	※徴収していない			督促手数料	100円/1通		
	根拠法令等	岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例			根拠法令等				根拠法令等	岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例		
(5) 催告の実施状況	実施している				実施していない				実施していない			
	催告の方法	文書			催告の方法	文書・電話・訪問・面談・その他						
(6) 分割納付の相談	実施している				実施していない				実施していない			
(7) 延滞金の徴収状況	延滞金の率	14.6%			延滞金の率	※徴収していない			延滞金の率	※徴収していない		
	根拠法令等	岡谷市後期高齢者医療に関する条例			根拠法令等				根拠法令等			
(8) 財産調査等の実施状況	実施していない				実施していない				実施していない			
(9) 滞納処分の実施状況	実施していない				実施していない				実施していない			
(10) 強制執行の実施状況	実施していない				実施していない				実施していない			
(11) 最も古い債権	平成24年8月				平成24年8月				平成28年12月			
(不納欠損処分しない理由)	定期的ではないが、納入しているため				定期的ではないが、保険料込みで納入しているため				発生から5年経過していないため			
(12) 不納欠損の状況	件数	160件	金額	277,000円	件数	160件	金額	16,000円	件数	0件	金額	0円
	(処分事由)	滞納処分により、生活を著しく窮乏させるおそれがある			(処分事由)	後期高齢者医療保険料と一緒に付している			(処分事由)	※不納欠損処分なし		
(13) マニュアルの作成状況	作成している				作成している				作成していない			
(14) 職員研修の実施状況	実施している				実施していない				実施していない			
(15) 民間委託の実施状況	委託していない				委託していない				委託していない			
(16) 収納率向上の取組 (具体的に記入してください。)	制度加入者や納付方法が変更になり最初の納付がない方には忘れていないか電話で確認している。 滞納者には来庁をお願いし、窓口で分納誓約等の相談を行っている。				滞納者には来庁をお願いし、窓口で保険料と一緒に分納誓約等の相談を行っている。				滞納発生を受け、債権管理上必要最低限の債務者情報を把握しておくため、本人確認書類(法人は登記事項証明書、個人は住民票(本籍地記載))を、申請書(新規・変更)の添付書類とした。			

令和3年度 行政監査 調査対象債権一覧（4）

1. 基本情報

	(10)				(11)				(12)			
(1) 債権の名称	廃棄物処理手数料督促手数料				生活保護費返還金				保育料			
(2) 所管課	環境課				社会福祉課				子ども課			
(3) 債権の種類	非強制徴収公債権				強制徴収公債権(78条) 及び 非強制徴収公債権(63条)				強制徴収公債権			
(3) 債権の概要	申請に基づき、市内の事業所が家庭ごみの収集定位置へ排出する燃やすごみ及びび理立ごみに係る廃棄物処理手数料（特別手数料）の滞納繰越分 ※H28年度分 2者(3件) 所在不明1、法人解散1				生活保護費返還金は、費用返還（法63条）と費用徴収（法78条）に大別される				地方自治法第231条の3第1項に規定される債権保護者の所得を基に算出される。			
(4) 根拠法令等	岡谷市廃棄物処理及び清掃に関する条例 及び 同条例施行規則				生活保護法、国税徴収法、地方自治法				児童福祉法、地方税法			
(5) 時効期間	5年				5年				5年			
(6) 調定件数及び金額	件数	3件	金額	300円	件数	37件	金額	8,808,120円	件数	2,407件	金額	66,530,800円
(7) 収入未済件数及び金額	件数	0件	金額	0円	件数	0件	金額	0円	件数	2件	金額	11,200円
(8) 滞納繰越の収入未済件数及び金額	件数	3件	金額	300円	件数	5件	金額	1,162,704円	件数	264件	金額	4,697,160円

2. 債権管理について

(1) 組織体制人員	4人				5人				3人			
(2) 債権管理台帳の作成状況	電子データ				電子データ				電子データ			
(3) 督促状の発送状況	実施していない				実施している				実施している			
(4) 督促状の手数料	督促手数料	※徴収していない			督促手数料	※徴収していない			督促手数料	100円/1通		
	根拠法令等				根拠法令等				根拠法令等	岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例		
(5) 催告の実施状況	実施していない				実施している				実施している			
					催告の方法	文書			催告の方法	電話・その他（園長を通じて呼びかけ）		
(6) 分割納付の相談	実施していない				実施している				実施している			
(7) 延滞金の徴収状況	延滞金の率	※徴収していない			延滞金の率	※徴収していない			延滞金の率	※徴収していない		
	根拠法令等				根拠法令等				根拠法令等			
(8) 財産調査等の実施状況	実施していない				実施している				実施していない			
(9) 滞納処分の実施状況	実施していない				実施していない				実施していない			
(10) 強制執行の実施状況	実施していない				実施していない				実施していない			
(11) 最も古い債権	平成28年12月				平成27年7月				平成5年3月			
(不納欠損処分しない理由)	発生から5年経過していないため				分納誓約のもと、分割納付されているため				分割納付されていたが、債権者が所在不明となったため			
(12) 不納欠損の状況	件数	0件	金額	0円	件数	0件	金額	0円	件数	1件	金額	208,500円
	(処分事由) ※不納欠損処分なし				(処分事由) ※不納欠損処分なし				(処分事由) 滞納処分する財産がなく市民税も不納欠損に至っているため			
(13) マニュアルの作成状況	作成していない				作成している				作成している			
(14) 職員研修の実施状況	実施していない				実施している				実施している			
(15) 民間委託の実施状況	委託していない				委託していない				委託していない			
(16) 収納率向上の取組 (具体的に記入してください。)	滞納発生を受け、債権管理上必要最低限の債務者情報を把握しておくため、本人確認書類（法人は登記事項証明書、個人は住民票(本籍地記載)）を、申請書(新規・変更)の添付書類とした。				定期的な面談や電話で生活状況を把握するとともに、滞納者に対し、定例で督促通知を行っている。督促通知送付後も支払いがない場合、担当CWや査察と連携し、指導することを徹底している。				・児童手当からの徴収 ・園長先生からの催告			

令和3年度 行政監査 調査対象債権一覧(5)

1. 基本情報

	(13)				(14)				(15)			
(1) 債権の名称	保育料督促手数料				長時間保育使用料				交流保育使用料			
(2) 所管課	子ども課				子ども課				子ども課			
(3) 債権の種類	非強制徴収公債権				非強制徴収公債権				非強制徴収公債権			
(3) 債権の概要	保育料督促手数料は、保育料等を定期内に納めない者に対する手数料であり、岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例に基づき徴収している。				長時間保育使用料は、定められた保育時間を超えて保育を行う際の使用料であり、岡谷市保育所長時間保育実施要綱に基づき徴収している。				交流保育使用料は、保育の必要性の認定基準に該当しない児童の保育における使用料であり、岡谷市交流保育実施要綱に基づき徴収している。			
(4) 根拠法令等	岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例				岡谷市保育所長時間保育実施要綱				岡谷市交流保育実施要綱			
(5) 時効期間	5年				5年				5年			
(6) 調定件数及び金額	件数	362 件	金額	36,200 円	件数	1,323 件	金額	1,503,100 円	件数	390 件	金額	3,348,360 円
(7) 収入未済件数及び金額	件数	18 件	金額	1,800 円	件数	10 件	金額	18,400 円	件数	6 件	金額	54,000 円
(8) 滞納繰越の収入未済件数及び金額	件数	280 件	金額	28,000 円	件数	16 件	金額	48,940 円	件数	0 件	金額	0 円

2. 債権管理について

(1) 組織体制人員	3 人				3 人				3 人			
(2) 債権管理台帳の作成状況	電子データ				電子データ				電子データ			
(3) 督促状の発送状況	実施していない				実施している				実施している			
(4) 督促状の手数料	督促手数料	※徴収していない			督促手数料	100 円/1通			督促手数料	100 円/1通		
	根拠法令等	岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例			根拠法令等	岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例			根拠法令等	岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例		
(5) 催告の実施状況	実施している				実施している				実施している			
	催告の方法	電話・その他(園長を通じて呼びかけ)			催告の方法	電話・その他(園長を通じて呼びかけ)			催告の方法	電話・その他(園長を通じて呼びかけ)		
(6) 分割納付の相談	実施している				実施している				実施している			
(7) 延滞金の徴収状況	延滞金の率	※徴収していない			延滞金の率	※徴収していない			延滞金の率	※徴収していない		
	根拠法令等	岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例			根拠法令等	岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例			根拠法令等	岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例		
(8) 財産調査等の実施状況	実施していない				実施していない				実施していない			
(9) 滞納処分の実施状況	実施していない				実施していない				実施していない			
(10) 強制執行の実施状況	実施していない				実施していない				実施していない			
(11) 最も古い債権	平成5年3月				平成15年11月				令和3年1月			
(不納欠損処分しない理由)	分割納付されていたが、債権者が所在不明となったため				分割納付されていたが、債権者が所在不明となったため				令和3年度にて徴収済			
(12) 不納欠損の状況	件数	17 件	金額	1,700 円	件数	2 件	金額	9,340 円	件数	0 件	金額	0 円
	(処分事由)	滞納処分する財産がなく市民税も不納欠損に至っているため			(処分事由)	滞納処分する財産がなく市民税も不納欠損に至っているため			(処分事由)	※不納欠損処分なし		
(13) マニュアルの作成状況	作成している				作成している				作成している			
(14) 職員研修の実施状況	実施している				実施している				実施している			
(15) 民間委託の実施状況	委託していない				委託していない				委託していない			
(16) 収納率向上の取組 (具体的に記入してください。)	・児童手当からの徴収 ・園長先生からの催告				・児童手当からの徴収 ・園長先生からの催告				・児童手当からの徴収 ・園長先生からの催告			

令和3年度 行政監査 調査対象債権一覧（6）

1. 基本情報

	(16)				(17)				(18)			
(1) 債権の名称	入所児童給食材料費徴収金				住宅使用料				住宅使用料督促手数料			
(2) 所管課	子ども課				都市計画課				都市計画課			
(3) 債権の種類	私債権				非強制徴収公債権				非強制徴収公債権			
(3) 債権の概要	給食提供に係る実費徴収金				公営住宅法第16条に規定する家賃をいう				住宅使用料が期限内に納付されない場合に期限を定めて督促する。			
(4) 根拠法令等					公営住宅法 地方自治法 岡谷市債権管理条例 岡谷市営住宅条例				地方自治法 岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例			
(5) 時効期間	5年				5年				5年			
(6) 調定件数及び金額	件数	7,475 件	金額	18,356,922 円	件数	7,252 件	金額	119,957,926 円	件数	2,487 件	金額	248,700 円
(7) 収入未済件数及び金額	件数	16 件	金額	49,074 円	件数	90 件	金額	1,234,500 円	件数	90 件	金額	9,000 円
(8) 滞納繰越の収入未済件数及び金額	件数	1 件	金額	680 円	件数	1,912 件	金額	29,345,626 円	件数	1,912 件	金額	191,200 円

2. 債権管理について

(1) 組織体制人員	3 人				3 人				3 人			
(2) 債権管理台帳の作成状況	電子データ				電子データ				電子データ			
(3) 督促状の発送状況	実施していない				実施している				実施していない			
(4) 督促状の手数料	督促手数料 根拠法令等	※徴収していない			督促手数料 根拠法令等	100 円/1通 岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例			督促手数料 根拠法令等	※徴収していない		
(5) 催告の実施状況	実施している	実施している			実施している	実施している			実施している	実施している		
	催告の方法	電話・その他（園長を通じて呼びかけ）			催告の方法	文書			催告の方法	文書・電話・訪問		
(6) 分割納付の相談	実施している				実施している				実施している ・ 実施していない			
(7) 延滞金の徴収状況	延滞金の率 根拠法令等	※徴収していない			延滞金の率 根拠法令等	※徴収していない			延滞金の率 根拠法令等	※徴収していない		
(8) 財産調査等の実施状況	実施していない				実施していない				実施していない			
(9) 滞納処分の実施状況	-				実施していない				実施していない			
(10) 強制執行の実施状況	-				実施している				実施していない			
(11) 最も古い債権 (不納欠損処分しない理由)	平成31年3月 令和3年度にて徴収済				平成9年11月 分割納付（誓約による）				平成9年11月 分割納付（誓約による）			
(12) 不納欠損の状況	件数	0 件	金額	0 円	件数	0 件	金額	0 円	件数	0 件	金額	0 円
	(処分事由)	※不納欠損処分なし			(処分事由)	※不納欠損処分なし			(処分事由)	※不納欠損処分なし		
(13) マニュアルの作成状況	作成している				作成している				作成している			
(14) 職員研修の実施状況	実施している				実施している				実施している			
(15) 民間委託の実施状況	委託していない				委託している				委託している			
(16) 収納率向上の取組 (具体的に記入してください。)	・児童手当からの徴収 ・園長先生からの催告				住宅供給公社が一人ひとりの相談窓口となり、生活困窮者へのアプローチを行い、現年分を納付を促進し、過年度についても、誓約を取るよう心掛けている。				住宅供給公社が一人ひとりの相談窓口となり、生活困窮者へのアプローチを行い、現年分を納付を促進し、過年度についても、誓約を取るよう心掛けている。			

令和3年度 行政監査 調査対象債権一覧（7）

1. 基本情報

	(19)				(20)				(21)			
(1)債権の名称	駐車場使用料				地域開発事業特別会計 岡谷駅南駐車場使用料				用悪水路等占用料			
(2)所管課	都市計画課				都市計画課				土木課			
(3)債権の種類	非強制徴収公債権				非強制徴収公債権				非強制徴収公債権			
(3)債権の概要	岡谷市市営住宅条例第27条に規定する、住宅使用料の準じた使用料をいう				岡谷駅南駐車場使用料は、駐車場の使用料であり、岡谷市財務規則に基づき徴収している。				用悪水路等の占用料は、個人の都合により通路橋等を設置した場合の占用料。 例) 通路橋、電柱、水道管等が該当			
(4)根拠法令等	公営住宅法 地方自治法 岡谷市債権管理条例 岡谷市営住宅条例				岡谷市財務規則				岡谷市公共物管理条例			
(5)時効期間	5年				5年				5年			
(6)調定件数及び金額	件数	3,380件	金額	12,262,580円	件数	7件	金額	992,040円	件数	943件	金額	10,050,860円
(7)収入未済件数及び金額	件数	26件	金額	93,400円	件数	0件	金額	0円	件数	3件	金額	15,600円
(8)滞納繰越の収入未済件数及び金額	件数	881件	金額	3,294,580円	件数	1件	金額	56,000円	件数	3件	金額	4,300円

2. 債権管理について

(1)組織体制人員	3人				2人				6人			
(2)債権管理台帳の作成状況	電子データ				紙データ				電子データ			
(3)督促状の発送状況	実施していない				実施している				実施している			
(4)督促状の手数料	督促手数料 根拠法令等	※徴収していない			督促手数料 根拠法令等	0円/1通 岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例			督促手数料 根拠法令等	100円/1通 岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例		
(5)催告の実施状況	催告の方法	実施している 文書			催告の方法	実施している 文書・電話・訪問・面談			催告の方法	実施している 文書・電話・訪問・面談		
(6)分割納付の相談	実施している				実施している				実施している			
(7)延滞金の徴収状況	延滞金の率 根拠法令等	※徴収していない			延滞金の率 根拠法令等	%			延滞金の率 根拠法令等	2.6~8.9% 岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例		
(8)財産調査等の実施状況	実施していない				実施していない				実施していない			
(9)滞納処分の実施状況	実施していない				実施していない				実施していない			
(10)強制執行の実施状況	実施していない				実施していない				実施していない			
(11)最も古い債権 (不納欠損処分しない理由)	平成11年4月 分割納付（誓約による）				令和2年12月 令和3年8月に徴収済みのため				平成28年5月 時効期日に満たないため			
(12)不納欠損の状況	件数	0件	金額	0円	件数	0件	金額	0円	件数	0件	金額	0円
	(処分事由) ※不納欠損処分なし				(処分事由) ※不納欠損処分なし				(処分事由) ※不納欠損処分なし			
(13)マニュアルの作成状況	作成している				作成している				作成している			
(14)職員研修の実施状況	実施している				実施している				実施している			
(15)民間委託の実施状況	委託している				委託している				委託していない			
(16)収納率向上の取組 (具体的に記入してください。)	住宅供給公社が一人ひとりの相談窓口となり、生活困窮者へのアプローチを行い、現年分を納付を促進し、過年度についても、誓約を取るよう心掛けている。				支払いが滞る使用者に対して、電話連絡、文書通知、自宅訪問を行っている。				折衝できる時間帯を変えながら電話または訪問を実施している。			

令和3年度 行政監査 調査対象債権一覧(8)

1. 基本情報

	(22)				(23)				(24)			
(1)債権の名称	道水路占用料督促手数料				育英資金奨学金償還金				学童クラブ使用料			
(2)所管課	土木課				教育総務課				教育総務課			
(3)債権の種類	非強制徴収公債権				私債権				非強制徴収公債権			
(3)債権の概要	道水路等の占用料を、納期限までに納入しない場合の督促時に発生する督促手数料。				岡谷市育英資金奨学生募集要綱に基づき、成績優秀者かつ経済的理由により就学困難である等、一定の条件に該当する生徒及び学生に対し、在学期間に奨学金を貸与し、学校卒業後の6ヵ月後に償還義務が発生する。				学童クラブ使用料は、児童が学童クラブを使用した際に支払いが生じる使用料であり、岡谷市学童クラブ条例等に基づき徴収している。			
(4)根拠法令等	岡谷市公共物管理条例				○岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例				地方自治法第236条第1項			
(5)時効期間	5年				10年				5年			
(6)調定件数及び金額	件数	83件	金額	8,300円	件数	1,259件	金額	32,398,660円	件数	4,329件	金額	14,071,600円
(7)収入未済件数及び金額	件数	3件	金額	300円	件数	210件	金額	2,893,135円	件数	19件	金額	76,700円
(8)滞納繰越の収入未済件数及び金額	件数	3件	金額	300円	件数	351件	金額	5,527,900円	件数	0件	金額	0円

2. 債権管理について

	6人				2人				2人			
(1)組織体制人員	6人				2人				2人			
(2)債権管理台帳の作成状況	電子データ				電子データ				電子データ			
(3)督促状の発送状況	実施していない				実施している				実施している			
(4)督促状の手数料	督促手数料 根拠法令等	※徴収していない			督促手数料 根拠法令等	※徴収していない			督促手数料 根拠法令等	100円/1通 岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例		
(5)催告の実施状況	実施している				実施している				実施している			
	催告の方法				催告の方法	文書・電話・訪問・面談			催告の方法	文書・電話・訪問・面談		
(6)分割納付の相談	実施している ・ 実施していない				実施している				実施している			
(7)延滞金の徴収状況	延滞金の率 根拠法令等	%			延滞金の率 根拠法令等	10.95%			延滞金の率 根拠法令等	※徴収していない		
(8)財産調査等の実施状況	実施していない				実施している(リームスによる所得調査)				実施していない			
(9)滞納処分の実施状況	実施していない				-				実施していない			
(10)強制執行の実施状況	実施していない				-				実施していない			
(11)最も古い債権	平成28年5月				平成22年3月				令和2年4月			
(不納欠損処分しない理由)	時効期日に満たないため				分納により支払う意思があるため				現年度の滞納			
(12)不納欠損の状況	件数	0件	金額	0円	件数	0件	金額	0円	件数	0件	金額	0円
	(処分事由)	※不納欠損処分なし			(処分事由)	※不納欠損処分なし			(処分事由)	※不納欠損処分なし		
(13)マニュアルの作成状況	作成している				作成している				作成していない			
(14)職員研修の実施状況	実施している				実施している				実施していない			
(15)民間委託の実施状況	委託していない				委託していない				委託していない			
(16)収納率向上の取組 (具体的に記入してください。)	・折衝できる時間帯を変えながら電話または訪問を実施している。				定期的な電話や文書等による催告を実施し、本人や連帯保証人の生活状況を聞き取っているほか、償還期間の延長や月当たりの償還額の見直しなどを実施し、収納率向上に努めている。				未納に対しては、早い段階で連絡を取り、納付を促している。また、納付が困難な家庭においては児童手当からの充当について説明し、できるだけ承諾書をもらい、収納率の向上に努めている。			

令和3年度 行政監査 調査対象債権一覧(9)

1. 基本情報

	(25)				(26)				(27)			
(1) 債権の名称	学童クラブ使用料督促手数料				水道料金				下水道使用料			
(2) 所管課	教育総務課				水道課				水道課			
(3) 債権の種類	非強制徴収公債権				私債権				強制徴収公債権			
(3) 債権の概要	岡谷市学童クラブ条例等に基づき徴収している使用料に対する督促手数料				水道料金(基本料金・水量料金)				公共下水道使用料(基本料金・超過使用料)			
(4) 根拠法令等	岡谷市税外収入延滞金並びに督促手数料に関する条例				水道法、地方自治法、岡谷市水道事業給水条例				下水道法、地方自治法、地方税法			
(5) 時効期間	5年				2年(民法改正により令和2年4月1日以降は5年)				5年			
(6) 調定件数及び金額	件数	105 件	金額	10,500 円	件数	134,705 件	金額	876,933,970 円	件数	129,607 件	金額	1,036,367,317 円
(7) 収入未済件数及び金額	件数	19 件	金額	1,900 円	件数	557 件	金額	2,744,675 円	件数	552 件	金額	3,471,742 円
(8) 滞納繰越の収入未済件数及び金額	件数	0 件	金額	0 円	件数	2,992 件	金額	16,061,617 円	件数	3,100 件	金額	22,025,523 円

2. 債権管理について

(1) 組織体制人員	2 人				8 人				8 人			
(2) 債権管理台帳の作成状況	電子データ				電子データ				電子データ			
(3) 督促状の発送状況	実施していない				実施している				実施している			
(4) 督促状の手数料	督促手数料 根拠法令等	※徴収していない			督促手数料 根拠法令等	※徴収していない			督促手数料 根拠法令等	※徴収していない		
(5) 催告の実施状況	実施している	実施している			実施している	実施している			実施している	実施している		
	催告の方法	文書・電話・訪問・面談			催告の方法	文書・電話・訪問・面談			催告の方法	文書・電話・訪問・面談		
(6) 分割納付の相談	実施している				実施している				実施している			
(7) 延滞金の徴収状況	延滞金の率 根拠法令等	※徴収していない			延滞金の率 根拠法令等	※徴収していない			延滞金の率 根拠法令等	※徴収していない		
(8) 財産調査等の実施状況	実施していない				実施している				実施している			
(9) 滞納処分の実施状況	実施していない				-				実施している			
(10) 強制執行の実施状況	実施していない				-				実施している			
(11) 最も古い債権 (不納欠損処分しない理由)	令和2年4月 現年度の滞納				平成14年2月 分割納付しているため				平成14年11月 分割納付しているため			
(12) 不納欠損の状況	件数	件	金額	円	件数	390 件	金額	1,574,108 円	件数	405 件	金額	2,262,289 円
	(処分事由) ※不納欠損処分なし				(処分事由) 法人の清算終了、所在不明、本人死亡				(処分事由) 法人の清算終了、所在不明、本人死亡			
(13) マニュアルの作成状況	作成していない				作成している				作成している			
(14) 職員研修の実施状況	実施していない				実施している				実施している			
(15) 民間委託の実施状況	委託していない				委託していない				委託していない			
(16) 収納率向上の取組 (具体的に記入してください。)	未納に対しては、早い段階で連絡を取り、納付を促している。また、納付が困難な家庭においては児童手当からの充当について説明し、できるだけ承諾書もらい、収納率の向上に努めている。				・スマホ決済の導入 ・支払誓約書の提出による計画的納付の促進 ・生活実態の把握				・スマホ決済の導入 ・支払誓約書の提出による計画的納付の促進 ・生活実態の把握			

令和3年度 行政監査 調査対象債権一覧(10)

1. 基本情報

(28)

(29)

(30)

(1) 債権の名称	下水道事業受益者負担				入院等一部負担金未収金				訪問看護基本利用料等一部負担金			
(2) 所管課	水道課				岡谷市民病院				岡谷市民病院			
(3) 債権の種類	強制徴収公債権				私債権				私債権			
(3) 債権の概要	下水道を整備することにより利益を受ける者に対し、その利益の範囲内で事業費の一部の負担を求め、負担の均衡を図ることを目的としている。				入院等一部負担金未収金は、入院及び外来で診療した際の医療費であり、健康保険法及び及び国民健康保険に基づき徴収している。				(介護、介護予防)訪問看護費(医療、後期)訪問看護療養費のうちの一部負担金その他の利用料(時間外、交通費、処置料等)			
(4) 根拠法令等	都市計画法第75条及びそれに基づく条例				健康保険法及び及び国民健康保険法				健康保険法、介護保険法、高齢者医療確保法に関する法律、岡谷市病院使用料及び手数料条例			
(5) 時効期間	5年				3年(民法改正により令和2年4月1日以降の診療は5年)				3年			
(6) 調定件数及び金額	件数	648 件	金額	4,486,870 円	件数	163,939 件	金額	986,881,441 円	件数	983 件	金額	6,314,274 円
(7) 収入未済件数及び金額	件数	13 件	金額	92,440 円	件数	1,756 件	金額	51,350,564 円	件数	85 件	金額	552,396 円
(8) 滞納繰越の収入未済件数及び金額	件数	13 件	金額	92,440 円	件数	484 件	金額	12,060,540 円	件数	0 件	金額	0 円

2. 債権管理について

(1) 組織体制人員	2 人				2 人				8 人			
(2) 債権管理台帳の作成状況	電子データ				紙データ 及び 電子データ				電子データ			
(3) 督促状の発送状況	実施していない				実施している				実施していない			
(4) 督促状の手数料	督促手数料 根拠法令等	※徴収していない			督促手数料 根拠法令等	※徴収していない			督促手数料 根拠法令等	※徴収していない		
(5) 催告の実施状況	催告の方法	実施している 文書・電話・訪問・面談			催告の方法	実施している 文書・電話・訪問・面談			催告の方法	実施している 文書・電話・訪問		
(6) 分割納付の相談	実施している				実施している				実施していない			
(7) 延滞金の徴収状況	延滞金の率 根拠法令等	14.5 % 岡谷都市計画下水道事業受益者負担に関する条例			延滞金の率 根拠法令等	※徴収していない			延滞金の率 根拠法令等	※徴収していない		
(8) 財産調査等の実施状況	実施していない				実施していない				実施していない			
(9) 滞納処分の実施状況	実施していない				-				-			
(10) 強制執行の実施状況	実施していない				-				-			
(11) 最も古い債権 (不納欠損処分しない理由)	平成23年2月 分割納付しているため				平成20年1月 分納継続されているため				令和3年2月 (納付済みのため)			
(12) 不納欠損の状況	件数	0 件	金額	0 円	件数	11 件	金額	779,970 円	件数	0 件	金額	0 円
	(処分事由)	※不納欠損処分なし			(処分事由)	不能欠損4名(破産宣告1名、所在不明3名)			(処分事由)	※不納欠損処分なし		
(13) マニュアルの作成状況	作成している				作成している				作成している			
(14) 職員研修の実施状況	実施していない				実施していない				実施している			
(15) 民間委託の実施状況	委託していない				委託していない				委託していない			
(16) 収納率向上の取組 (具体的に記入してください。)	新規の受益者に対しては、下水道整備の計画段階から受益者負担金の説明を行い、賦課時期や納付計画について直接折衝をして滞納が出ないようにしている。 過年度未納者については、直接連絡をし面談しながら定期的な納付を依頼をしている。				毎週、毎月の定期的なリストアップに基づき、電話や通知による納付依頼とともに、分納計画など状況に応じた支援を行っている。なお、専任の嘱託徴収員1名を配置し、住所や家族等の生活状況調査、訪問徴収等を行うほか、支払相談、制度の利用案内など、良好な関係の構築と適切な相談、支援に努めている。				毎月、未納状況を把握し、職員間で情報共有を行う。 未納がある場合は、訪問看護ステーション副看護師長が、ご家族またはご本人へ電話で未納状況を説明し、納付依頼を行っている。また訪問継続の方へは、看護師より未納状況を説明し納付依頼を行っている。			

